上場会社コンプライアンス・フォーラム2011
（福岡）

インサイダー取引に対する当局の取組み

平成23年11月30日

証券取引等監視委員会事務局

構　成

I.　インサイダー取引規制の概要

II.　インサイダー取引の事後監視（エンフォースメント）の状況

III.　未然防止への取組み

Ⅰ．インサイダー取引規制の概要

インサイダー規制20年の歩み

昭和62年　9月　タテホ化学工業の財テク失敗を巡る一連の取引

63年　2月　大蔵省・証券取引審議会「内部者取引の規制の在り方について」

平成 元年　4月　証券取引法改正（インサイダー規制　施行）

2年　6月　日新汽船株式に関する規制違反・警視庁による摘発

⇒　インサイダー規制違反の初めての事例

3年　4月　マクロス株式に関する規制違反

⇒　大蔵省による初の告発事例

4年　7月　証券取引等監視委員会が発足

6年10月　日本商事株式に関する規制違反

⇒　証券取引等監視委員会による初の告発事例

17年　4月　証券取引法改正

（インサイダー規制違反に対する課徴金の導入　施行）

昭和６３年２月　証券取引審議会

内部者取引の規制の在り方について（抄）

有価証券の発行会社の役員等は、投資家の投資判断に影響を及ぼすべき情報について、その発生に自ら関与し、又は容易に接近しうる特別な立場にある。これらの者が、そのような情報で未公開のものを知りながら行う有価証券に係る取引は、一般にインサイダー取引、すなわち内部者取引の典型的なものと言われている。こうした内部者取引が行われるとすれば、そのような立場にある者は、公開されなければ当該情報を知りえない一般の投資家と比べて著しく有利となり、極めて不公平である。このような取引が放置されれば、証券市場の公正性と健全性が損なわれ、証券市場に対する投資家の信頼を失うこととなる。

内部者取引の規制が必要とされる所以である。

…　当審議会としては、内部者取引の未然防止を図るとともに、これを規制する法制の整備を速やかに進めるべきであるとの結論に達した。

インサイダー取引規制（金融商品取引法166条・167条）

①誰が：　発行会社や公開買付け等の関係者が　} 会社関係者（公開買付者等関係者）

・発行会社や公開買付者の役職員

・発行会社や公開買付者との契約締結者等

・これらの者から、直接情報の伝達を受けた者 … 情報受領者

②どんな場合に：　（職務等に関し）重要事実を知って

・決定事実

・発生事実

・決算情報

・その他、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの（バスケット条項）

③いつ：　公表前に

・ＴＤｎｅｔを通じた適時開示

・新聞等報道機関２社以上＋12時間ルール

・法定開示書類の公衆縦覧

④何を：　株式等を売買してはならない

・利得の有無は関係なし

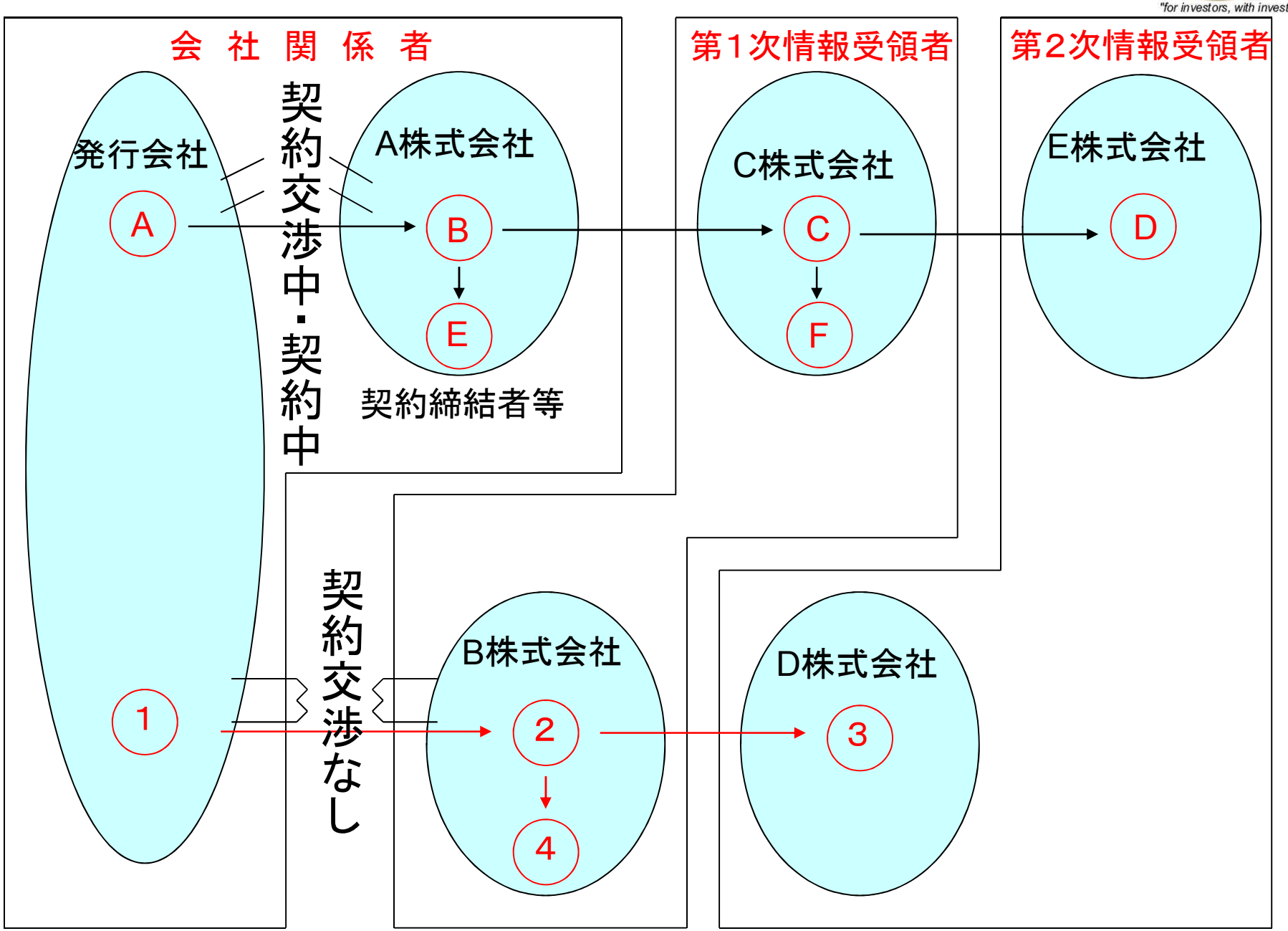
会　社　関　係　者
第1次情報受領者
第2次情報受領者
発行会社
A
契約交渉中・契約中
A株式会社
B
E
契約締結者等
C株式会社
C
F
E株式会社
D
1
契約交渉なし
B株式会社
2
4
D株式会社
3

重要事実　（法166②、法167②）

（決定事実、発生事実、決算情報、バスケット条項）

- 投資判断に重要な影響を及ぼす情報
  - 新株等発行、株式交換、合併、業務提携、災害等による損害、主要株主の異動、業績予想修正、その他投資判断に著しい影響を及ぼす重要事実（バスケット条項）　等
- 日常用語の「重要な事実」と同じではないのでルールの理解は必要。一方で、バスケット条項の解釈には「プリンシプル」「常識」が重要。
- 子会社に生じた事実や公開買付も含まれる
- 重要事実の発生時期に注意

  会社の正式な機関決定（取締役会決議など）よりも相当早い時期に実質的な決定がされたと認定されるのが通常

インサイダー取引違反への制裁等

- 違反者には、
  - □ 刑事罰
    - 5年以下の懲役、500万円以下の罰金（法197条の2十三）
    - 法人両罰・重課規定＝5億円以下の罰金刑（法207条①二）
    - 没収・追徴（犯罪行為により得た財産）（法198条の2①一、②）
  - □ 課徴金（行政上の措置）
    - 自己の計算でインサイダー取引を行った者は、「経済的利得相当額」の課徴金の納付が命じられる（法175条）。
    - 「経済的利得相当額」の算定は実際の利得額ではなく法定の計算方法による。
      ＊　重要事実公表後2週間の最高（安）値の株価×買（売）付株数ー買（売）付価格
    - 制度の運用に慎重を期する観点から、納付命令の事前手続きとして、審判手続を経ることとされている。
    - 課徴金は刑事罰と併科することができ、その場合は刑事罰（没収・追徴）の調整規定あり。

インサイダー取引に対する課徴金の見直し（平成20年金商法改正）

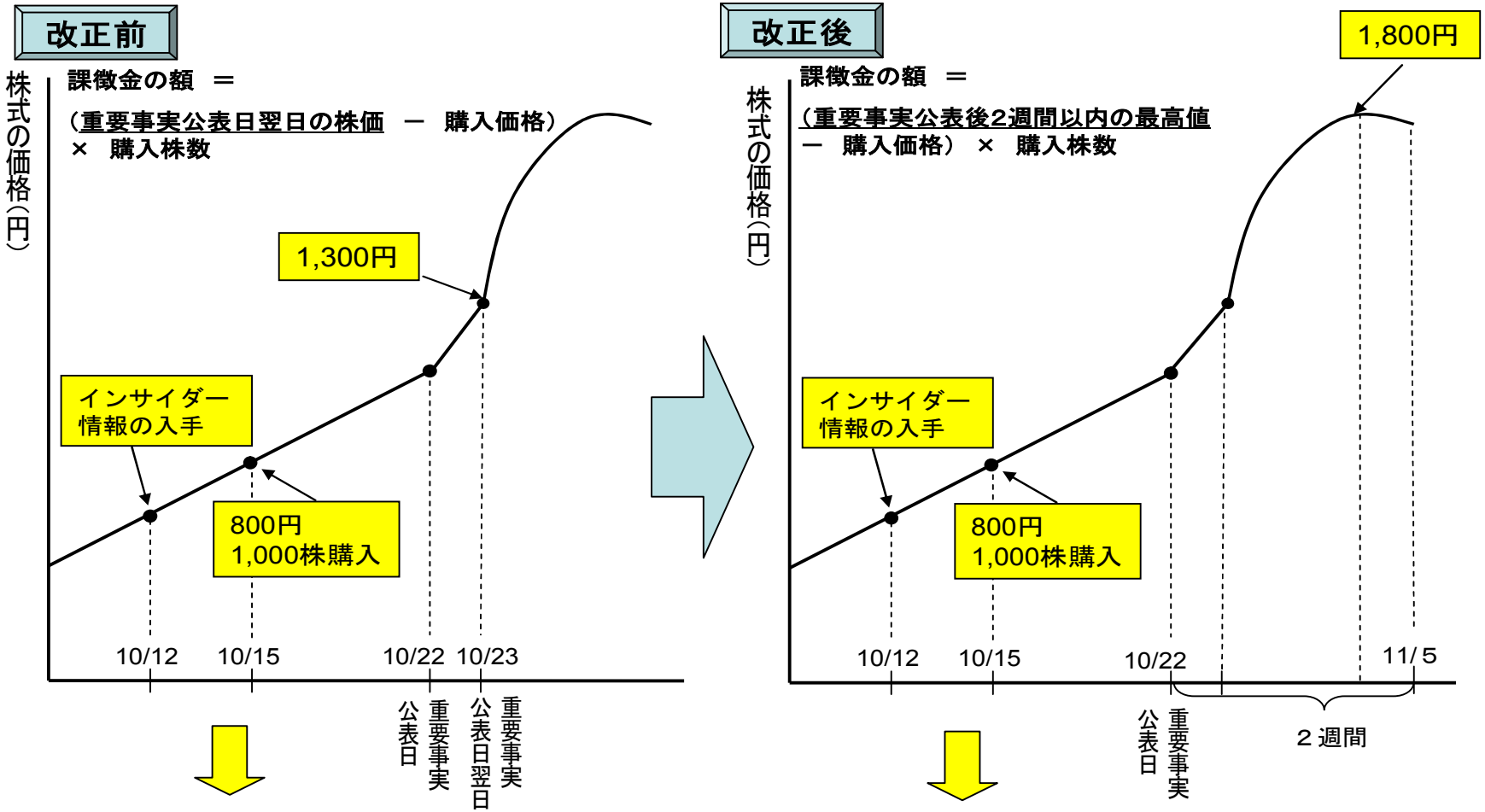

課徴金の額 （1,300－800）×1,000株＝50万円

課徴金の額 （1800－800）×1,000株＝100万円

⇒過去の課徴金事案に当てはめると、おおむね改正前の**2倍程度**の課徴金額

証券監視委の市場監視活動(1)

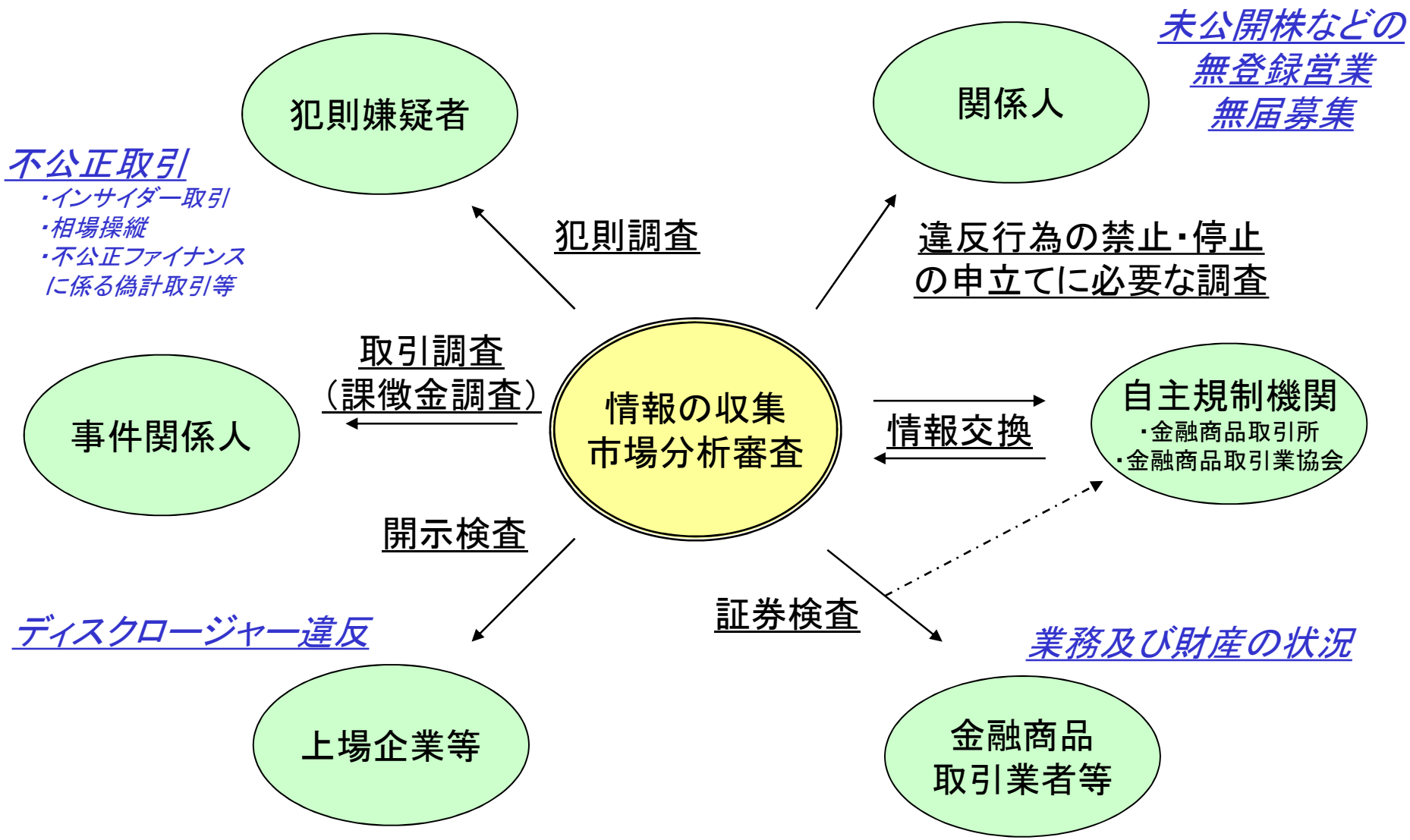

証券監視委の市場監視活動(2)

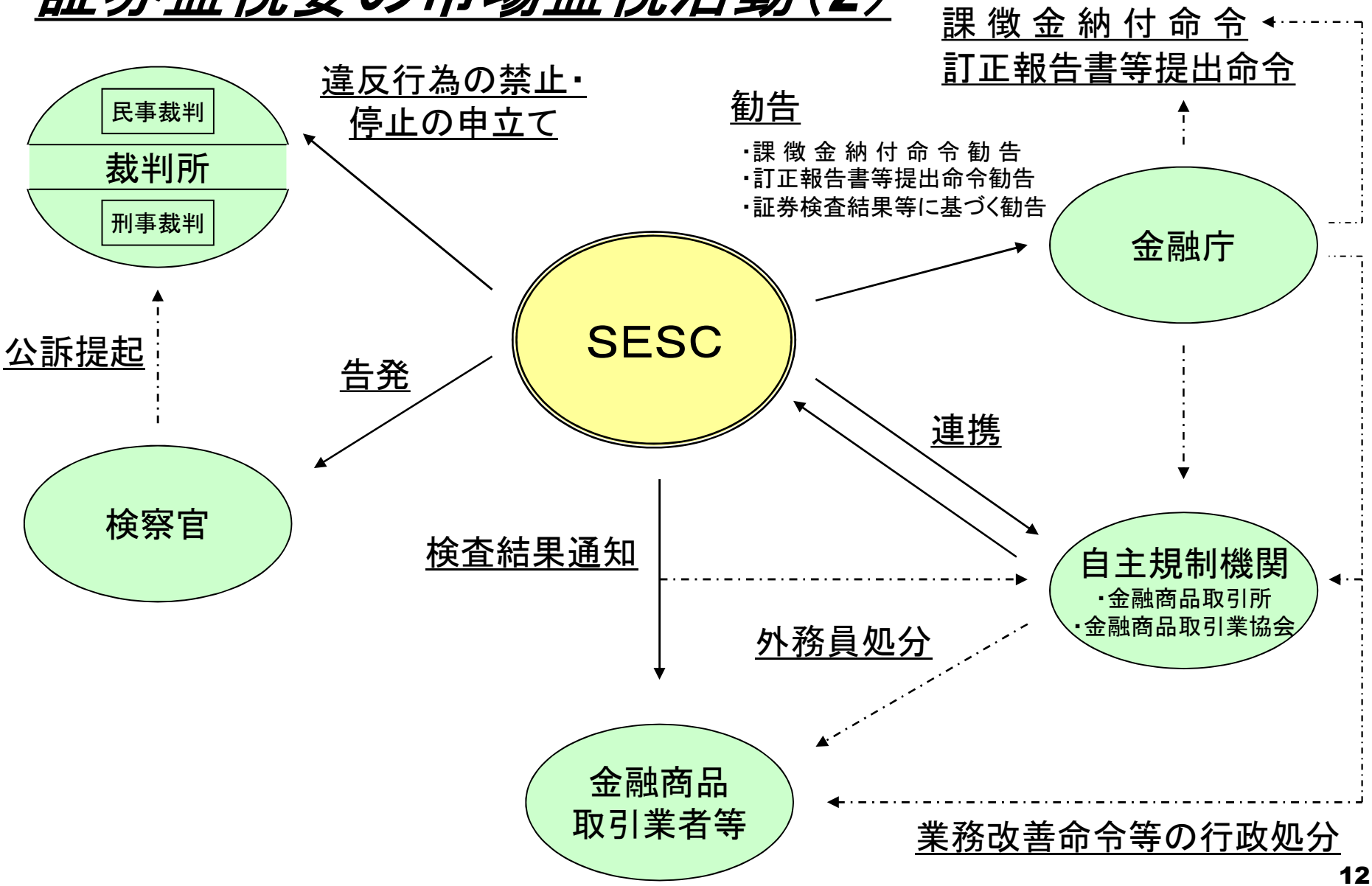

証券取引等監視員会　第7期活動方針（抄）

～公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

H23年1月28日

1. 証券監視委の使命　…　市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視

2. 基本的な考え方
   - ⑴ 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
   - ⑵ 市場規律の強化に向けた働きかけ
   - ⑶ 市場のグローバル化への対応

3. 重　点　施　策
   - ⑴ 包括的かつ機動的な市場監視
   - ⑵ 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
   - ⑶ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
   - ⑷ 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
   - ⑸ 自主規制機関などとの連携

II. インサイダー取引の事後監視（エンフォースメント）の状況

（ポイント）

- インサイダー取引監視の業務フロー
  - 証券監視委（含財務局）、証券取引所、証券会社等の連携によるきめ細かい監視
- 告発・課徴金勧告の実施状況
  - 刑事罰による制裁
  - 課徴金導入による規制の実効性の向上
- 最近のインサイダー事案の傾向
  ―課徴金事例集（23年6月）より―
- インサイダー事案の広がり

インサイダー取引監視の業務フロー

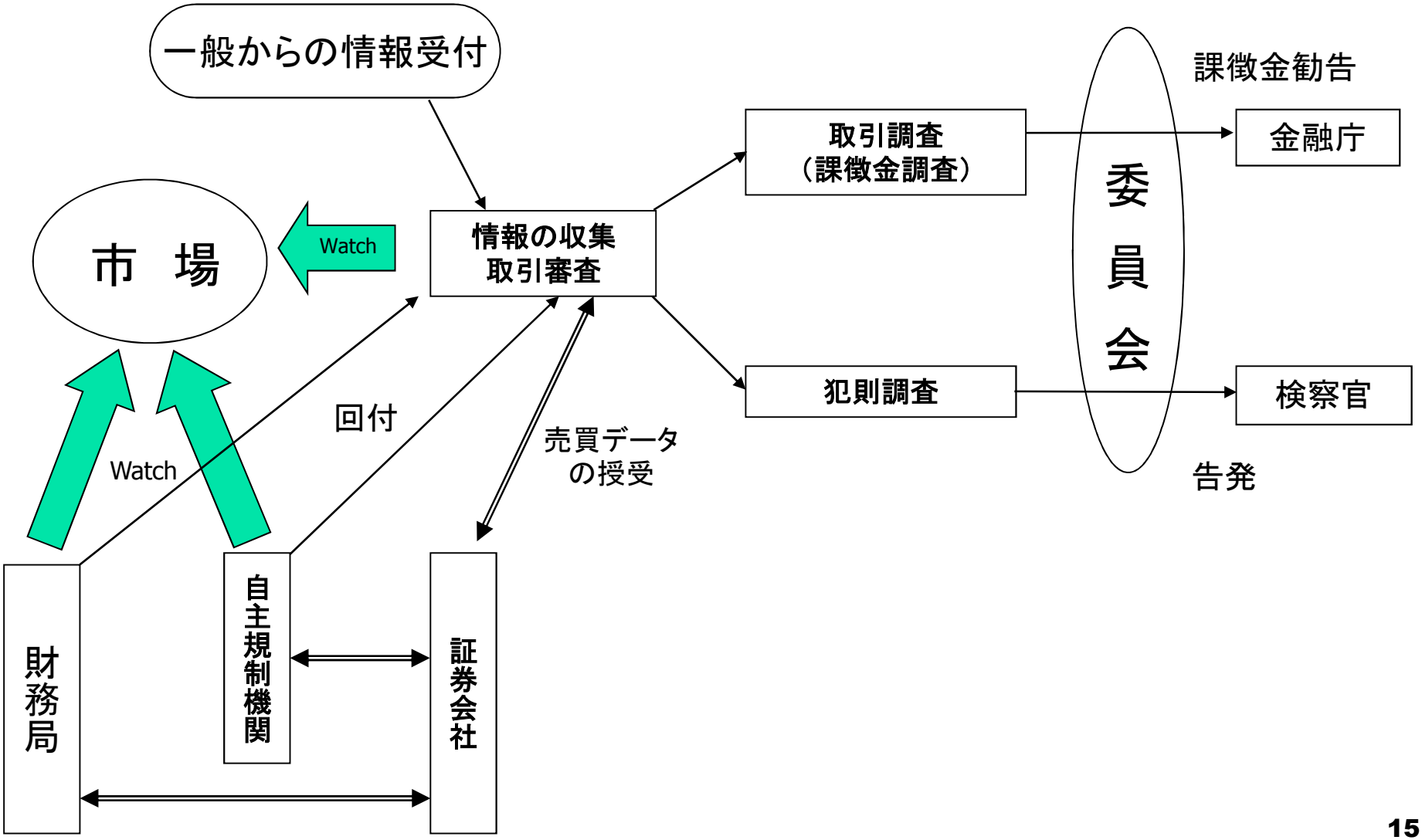

証券監視委・財務局等と証券会社との売買データ授受について

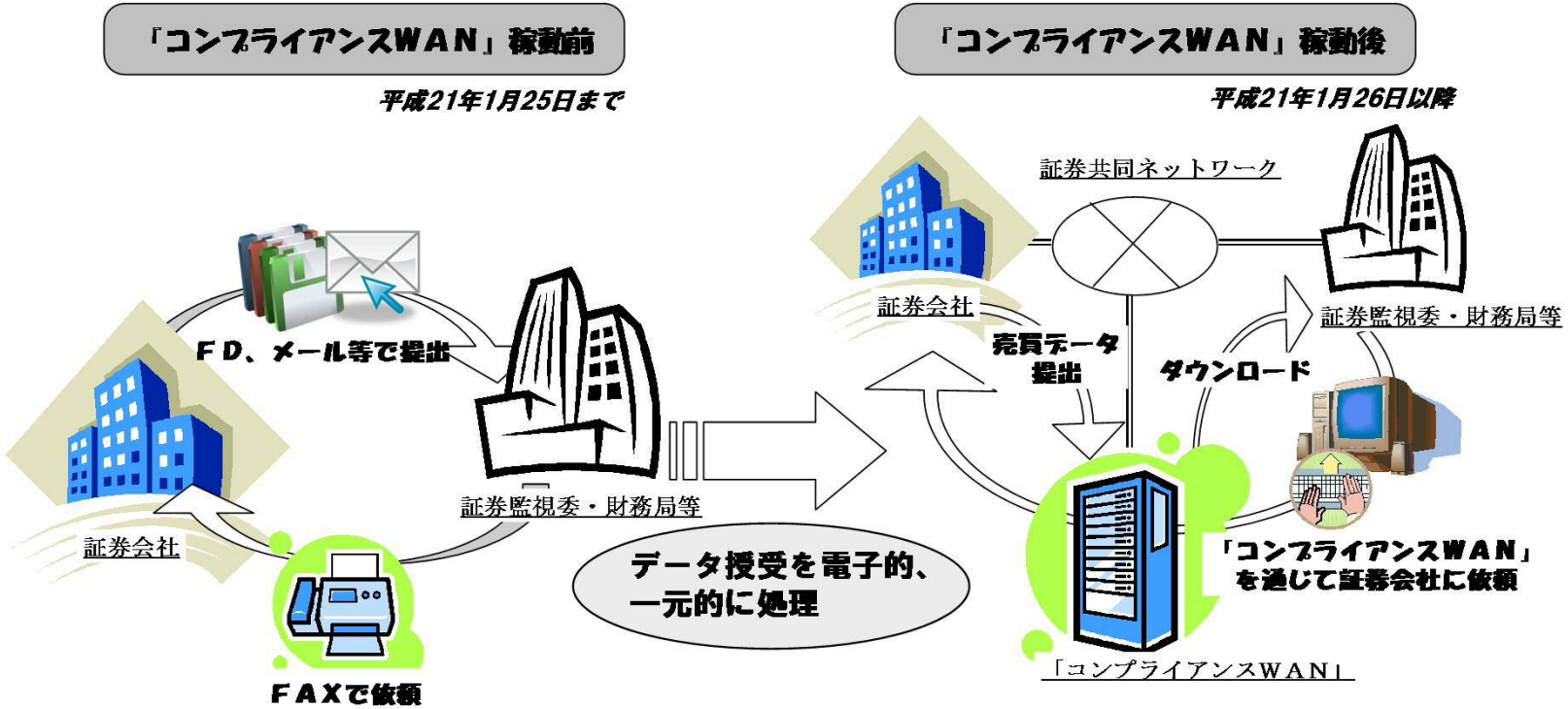

効果
- データ授受にかかる時間の短縮
- セキュリティレベルの向上

（注） 平成21年6月1日からは「コンプライアンスＷＡＮ」の個別メッセージ機能が稼働し、証券会社から売買明細以外のデータ授受が可能になるとともに、証券監視委・財務局等と証券取引所及び日本証券業協会との間でのデータのやり取りも可能となった。

取引審査の実施状況

		H18	H19	H20	H21	H22 （件）
価格形成		141	141	132 （49）	94	54
内部者取引		884	951	889 （224）	649	613
その他		14	6	10 （3）	6	24
合計		1,039	1,098	1,031 （276）	749	691
	（証券監視委）	631	598	493 （132）	319	224
	（財務局等）	408	500	538 （144）	430	467

（注1） 20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月

（注2） 20年度（ ）内書は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数

課徴金勧告・告発の状況

区分 ＼ （事務）年度	H17	H18	H19	H20	H21 (H21.4～H22.3)	H22 (件)
課徴金納付命令勧告	9	14	31	32 (15)	53	45
開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10	19
相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5	6
インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38	20
告　　発	11	13	10	13 (4)	17	8
開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4	2
風説の流布・偽計事案	1	0	2	2 (0)	3	1
相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3	1
インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7	4

(注1)20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月。

(注2)20年度(　)内は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年4月～6月）の件数。

インサイダー取引の事例

- グッドウィル・グループ株式会社株券に係る巨額内部者取引事件　（H21.10.20告発）
  - 情報受領者による10億8,673万5,000円の買い付け
    ⇒　個人によるインサイダー取引事件としては、過去最大の買付金額
  - 重要事実＝株式の取得（子会社化）
  - 東京地裁判決（H22.2.4）（確定）
    - 懲役2年6月（実刑）
    - 罰金500万円
    - 追徴金15億3,180万円

課徴金勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数（件）・課徴金額（円）							
	合計		不公正取引				開示書類の虚偽記載等	
			内部者取引		相場操縦			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	－	－	-	-
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	－	－	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	－	－	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
H22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
合計	169	5,481,829,986	106	241,470,000	12	34,970,000	51	5,205,389,986

（注）１．年度は、当年４月から翌年３月まで。

２．「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例１件を含む。

インサイダー勧告事案の課徴金額別件数

課徴金額	H17	H18	H19	H20	H21	H22（件）
～10万円	0	2	3	1	2	1
～50万円	3	5	6	8	16	6
～100万円	1	2	3	2	7	4
～500万円	0	1	3	3	11	6
500万円超	0	1	1	3	2	3
合計	4	11	16	17	38	20

1．年度は、当年4月から翌年3月まで。件数は、納付命令対象者ベースで計上。

2．課徴金額は、違反行為の経済的利得を想定して、「重要事実公表後2週間の最高（安）値の株価×買（売）付株数－買（売）付価額」等の計算式により算定される。

課徴金事例集の公表

- 証券監視委は、課徴金納付命令勧告を行った事案の概要に、市場参加者が違反行為を起こさないよう参考となる内容を加えたものを課徴金事例集として取りまとめ、公表している。

- 本事例集が活用されることにより、市場監視行政の透明性の向上と市場参加者の自主的規律の促進が図られ、証券市場における取引の公正や適正開示の実現に資するものと期待。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110621-1.htm

最近のインサイダー事案の傾向
―課徴金事例集(23年6月証券監視委公表)より―

① 重要事実の特徴

勧告事案を勧告時点ごとに集計し、違反行為に係る重要事実別に分類したものが（表１－１）である。

６年間を通してみると、公開買付け、業務提携・解消、新株等発行（ファイナンス）、決算情報が多い。

経時的にみると、違反行為に係る重要事実は多様化の傾向にある。

平成22年度においては、制度導入以来、一度も勧告を行わなかった重要事実（自己株式取得・子会社異動を伴う株式譲渡等）について勧告を行った事案が見受けられた。

また、前年度に引き続きバスケット条項が適用された事案（第三者割当増資の失権）が見受けられた。

（表１－１）重要事実別勧告状況

年　度	17	18	19	20	21	22	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	19
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	1
株式分割	0	2	0	0	0	0	2
株式交換	0	0	0	2	2	2	6
合併	0	0	2	1	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	19
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	1
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	11
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	1	14
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	7
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	4
公開買付け	0	0	3	3	13	2	21
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
合計	6	11	16	18	38	21	110
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	106

（注）１　年度とは、当年４月～翌年３月をいう。
２　件数は、納付命令対象者ベースで計上している。
（以上、（表２）（表３）（表４）において同じ）
３　異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

（表１－２）重要事実別違反行為状況

年　度	17	18	19	20	21	計
新株等発行	5	5	2	4	3	19
自己株式取得	0	0	0	0	1	1
株式分割	2	0	0	0	0	2
株式交換	0	0	5	0	2	7
合併	0	2	1	0	0	3
業務提携・解消	5	5	7	0	3	20
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	1	1
民事再生・会社更生	1	0	0	10	0	11
行政処分の発生	0	0	0	2	0	2
決算情報	6	6	4	1	1	18
バスケット条項	0	0	2	6	0	8
子会社の重要事実	1	0	0	3	0	4
公開買付け	5	12	11	9	2	39
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)
合計	25	30	32	35	13	135

（注）１　年度とは、当年４月～翌年３月をいう。
　　２　件数は、違反行為ベースで計上している。
　　３　違反行為者が複数の重要事実により行った違反行為をそれぞれ計上しているため、合計数は（表１－１）の件数（課徴金勧告時点）と一致しない。

（表2）行為者属性（適用条項）別勧告状況

年　度	17	18	19	20	21	22	計
会社関係者（166 条）	4	8	9	14	13	8	56
発行会社役員（1 項 1 号）	0	1	1	2	4	1	9
発行会社社員（1 項 1 号）	4	3	3	4	7	2	23
発行会社（175 条 9 項による準用）	0	2	1	0	0	0	3
契約締結者等（1 項4 号・5 号）	0	2	4	8	2	5	21
公開買付者等関係者（167 条）	0	0	0	1	4	0	5
買付者役員（1 項 1 号）	0	0	0	1	0	0	1
買付者社員（1 項 1 号）	0	0	0	0	1	0	1
買付者との契約締結者等（1 項4 号・5 号）	0	0	0	0	3	0	3
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	12	47
会社の重要事実（166 条3 項）	0	3	4	2	12	10	31
公開買付け事実（167 条3 項）	0	0	3	2	9	2	16
合計	4	11	16	19	38	20	108
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	106

（注）違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性（適用条項）を重複して計上しているものがある。
このため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数欄数は一致しないものがある。

（表3）情報伝達者の属性

年　度	18	19	20	21	22	計
会社重要事実の伝達（166 条）	3	4	2	12	10	31
発行会社役員（1 項 1 号）	2	0	1	4	1	8
発行会社社員（1 項 1 号）	0	1	0	5	1	7
発行会社の業務従事者（1 項 1 号）	0	0	0	0	1	1
契約締結者等（1 項4号・5号）	1	3	1	3	7	15
公開買付け事実の伝達（167 条）	0	3	2	9	2	16
買付者役員（1 項 1 号）	0	0	0	0	1	1
買付者社員（1 項 1 号）	0	0	0	1	0	1
買付者の業務従事者（1 項 1 号）	0	1	0	1	0	2
買付者との契約締結者等（1 項4号・5号）	0	2	2	7	1	12
うち 買付対象者役員・社員	0	0	2	3	1	6

（注）同一の違反行為者について、異なる種類の重要事実について複数の伝達者からの伝達を受けているものを重複して計上している。

④ 違反行為に利用された証券口座

これまでの勧告事案において、違反行為に借名口座が使用された件数は、106件中27件である。

借名による取引は、親族や知人などから、既設の口座を借り受けて行われることが多いが、違反行為者が内部者取引を行うため、知人に指示して証券口座を新規開設させた事例も見受けられた。

(表4)違反行為に使用された証券口座

年　度	17	18	19	20	21	22	計
自己名義口座	4	8	13	9	28	17	79
借名口座	0	3	2	7	7	2	21
自己名義口座と借名口座の両方を使用	0	0	1	1	3	1	6
合計	4	11	16	17	38	20	106

個別参考事例【（ｉ）～（vii）】

（ｉ）業績予想の修正に係る重要事実の認定について

（事例集の事例１１）

＜重要事実の決定時期・決定機関＞

５月25 日 A社取締役会において決定

（本取締役会において、業績予想値の大幅な下方修正の公表が避けられない状況になっていることが確認され、業績を下方修正することが了承されている。）

（業績予想値が最終的に確定した日は、7月10 日の取締役会であるが、業績予想値の大幅な下方修正について実質的に決定した時期は、上記のとおりである。）

＜本事例の特色＞

業績予想値の修正を重要事実とする内部者取引事案においては、最終的な修正数値までは確定していなくても、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼすと認められるだけの大幅な業績予想の修正を行うことが決定されれば、重要事実の決定があったと認められる。

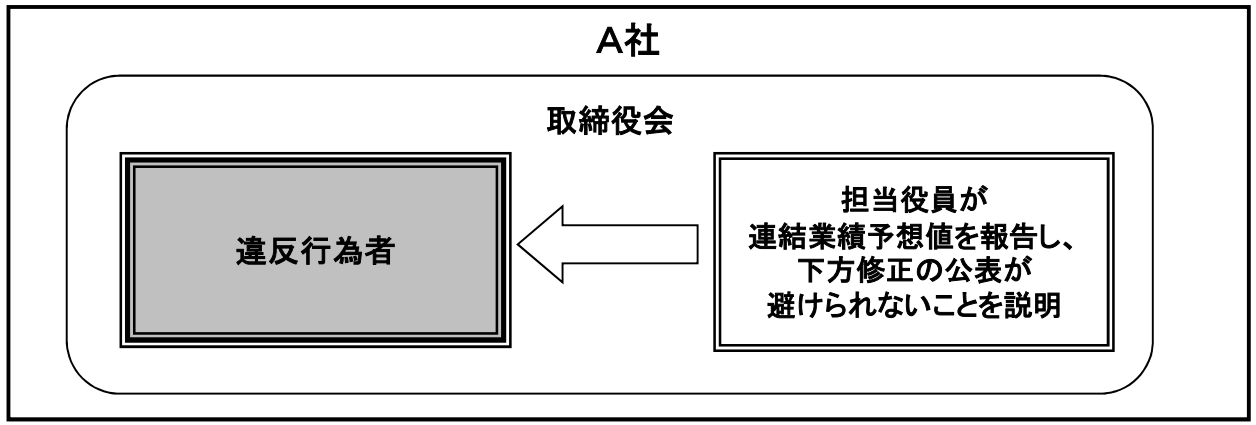

課徴金額　345万円

（ⅱ）いわゆるバスケット条項適用例 （事例集の事例12）

上場会社A社が行う予定であった、第三者割当による転換社債型新株予約権社債の発行（本件増資）を、実質的出資者としてA社との間で総額引受契約を締結した者である違反行為者①及び②は、本件増資が失権となる蓋然性が高まり、継続企業の前提に関する重要な疑義を解消するための財務基盤を充実させるのに必要な資金を確保するのが著しく困難となった旨の重要事実（A社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして、法第166 条第2項第4号のいわゆるバスケット条項に該当する重要事実）を知りながら、当該重要事実の公表前に、A社株式を売り付けたものである。

（注）その後、A社は上場廃止となっている。

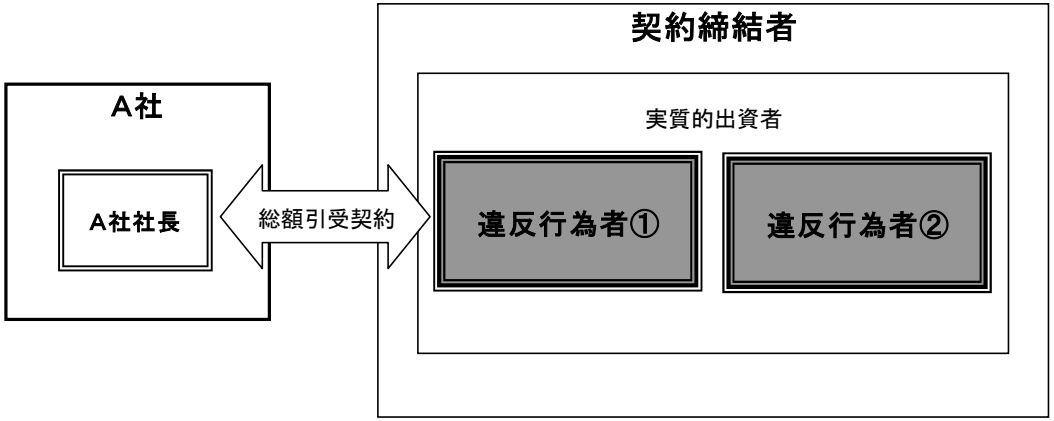

課徴金額 520万円

課徴金額 79万円

（iii）「会社関係者」とは　（事例集の事例6）

＜本事例の特色＞

本件違反行為者に情報を伝達した者は、B社から別の会社に出向していた者である。

出向先の業務に従事している者であっても、出向元の情報を出向元の職務に関し知った場合には、出向元会社の「使用人その他の従業者」として、金融商品取引法上の会社関係者に該当し、当該者及び当該者からの情報受領者は、インサイダー取引規制の適用を受けることとなる。

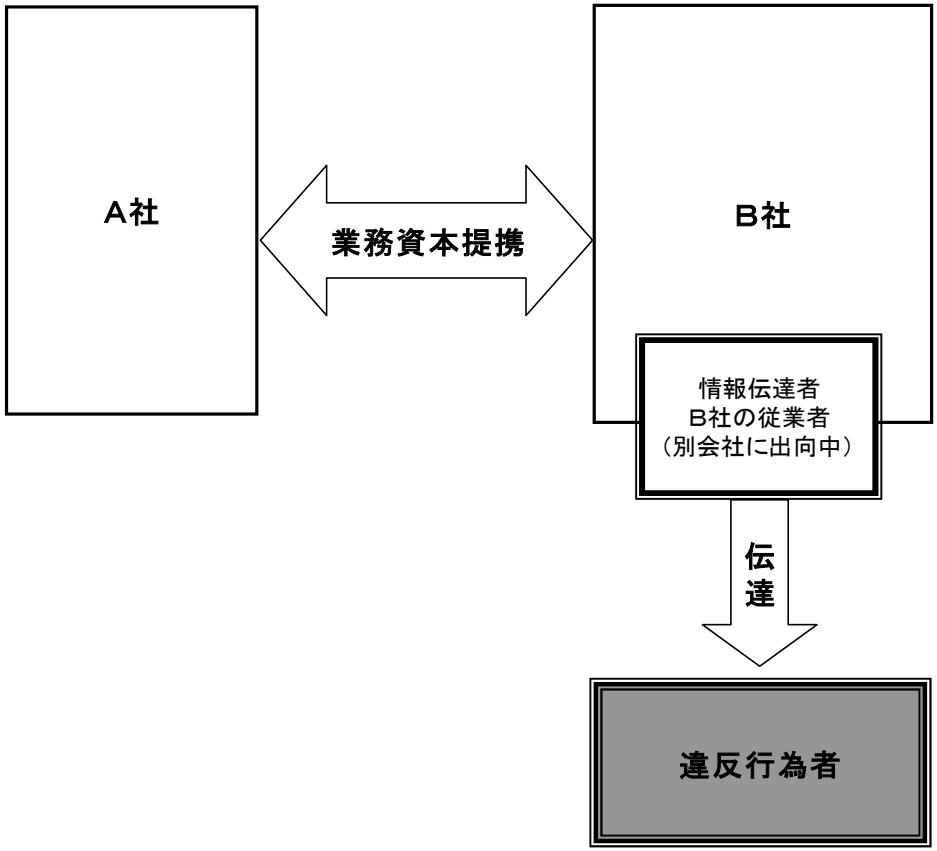

課徴金額

25万円

（ⅳ）「職務に関し重要事実を知った」とは

（事例集の事例9）

＜本事例の特色＞

法第166 条第1項に規定する「職務に関し知った」とは、職務と密接に関連する行為により知った場合を含み、職務とは、その者の地位に応じた任務として取り扱うべき一切の執務をいい、現に具体的に担当している事務であることを要しないと解され、本件情報伝達者は、A社がB社を子会社化するための業務に直接従事していた者ではなかったが、上記の点から、職務に関し本件重要事実を知った者に該当する。

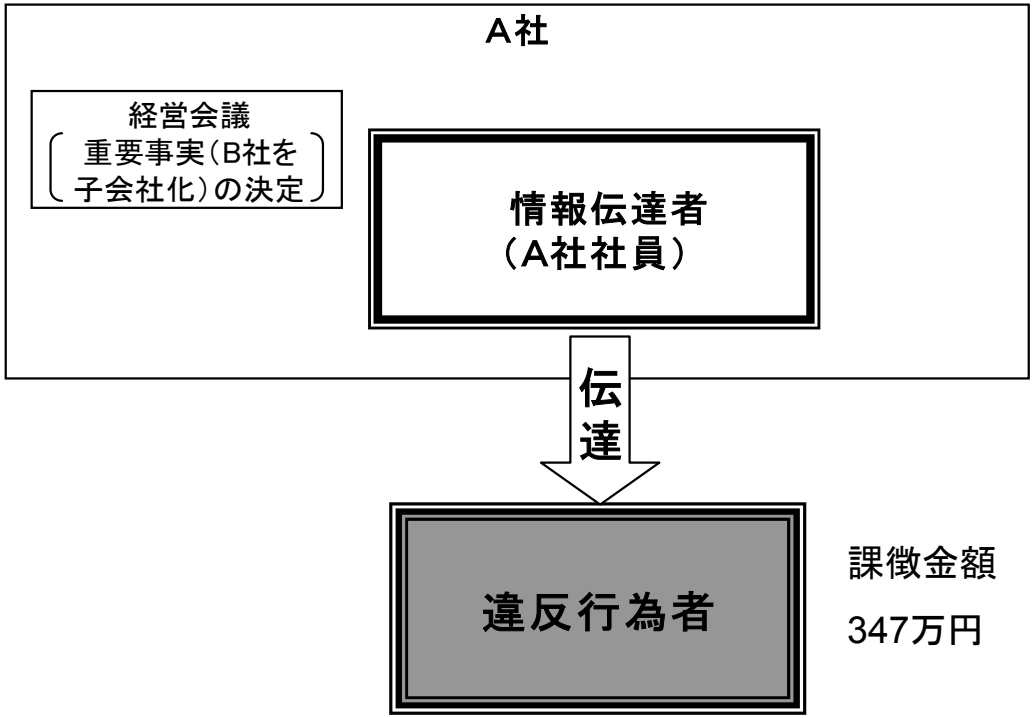

課徴金額

347万円

（ｖ）契約締結者について　（事例集の事例1）

＜本事例の特色＞

本件の情報伝達者は、資金調達のための出資者を手配することを、A社の代表取締役から「口頭」で委託されていた。

法第166 条第１項第４号の「契約」の範囲には、社会的に契約とみなされるものが幅広く含まれ、契約の締結とは書面によるものに限られるわけではなく、「口頭」によるものも含まれる。

上記のことから、A社の代表取締役が情報伝達者に対し、A社のために出資者を手配することを口頭で委託した行為は、両者間の準委任契約に該当する。

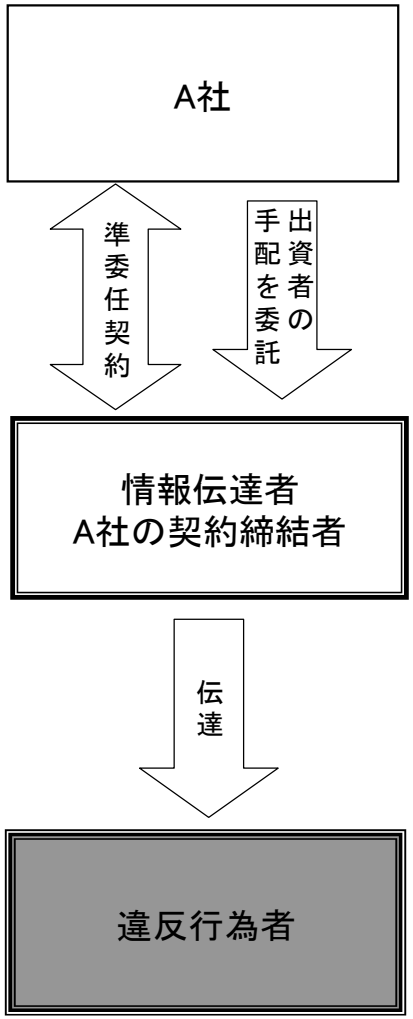

課徴金額　40万円

（vi）「自己の計算による売買」の範囲

（事例集の事例4）

＜本事例の特色＞

本件の違反行為者は、違反行為者の親族名義口座において、親族の計算においてA社株式の買付けを行っていたものであり、法第175 条第10 項に規定する「次の各号に掲げる者の計算において第166 条第１項に規定する売買等をした者」のうち、法第175 条第10 項第2号に規定されている「当該売買等をした者と生計を一にする者その他の当該売買等をした者と特殊の関係にある者として内閣府令で定める者」の計算において売買等をした者に該当することから、違反行為者本人の自己の計算において当該売買等をしたものとみなして、法第175 条第１項の規定を適用した初めての事例である。

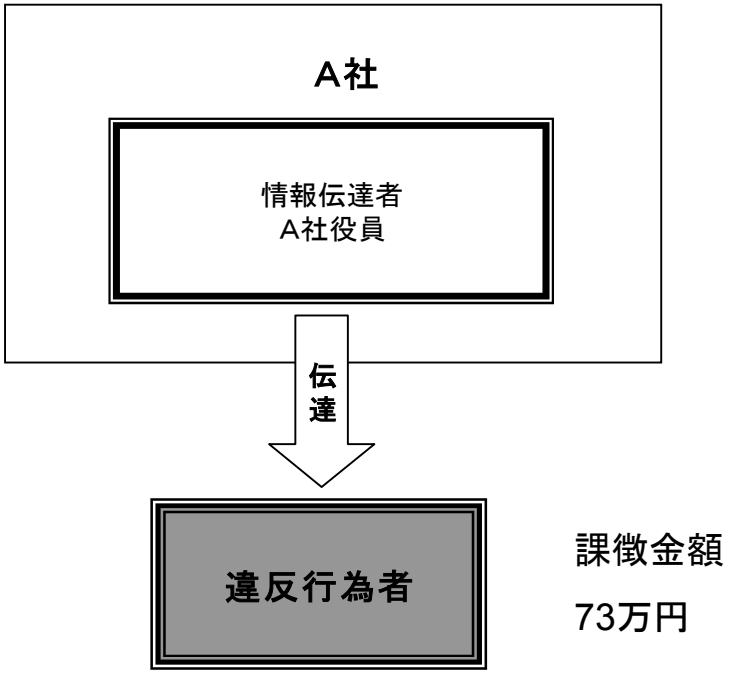

課徴金額

73万円

金融商品取引法においては、違反行為者本人の「自己の計算における売買」が、課徴金を課す上での要件であるが、平成20 年の法改正により、本件のように、近親者等の計算による売買も、違反行為者本人の自己の計算において行った売買とみなされ、同人に課徴金が課せられることになる。

（vii）契約締結先から得た情報を伝達した例

（事例集の事例8）

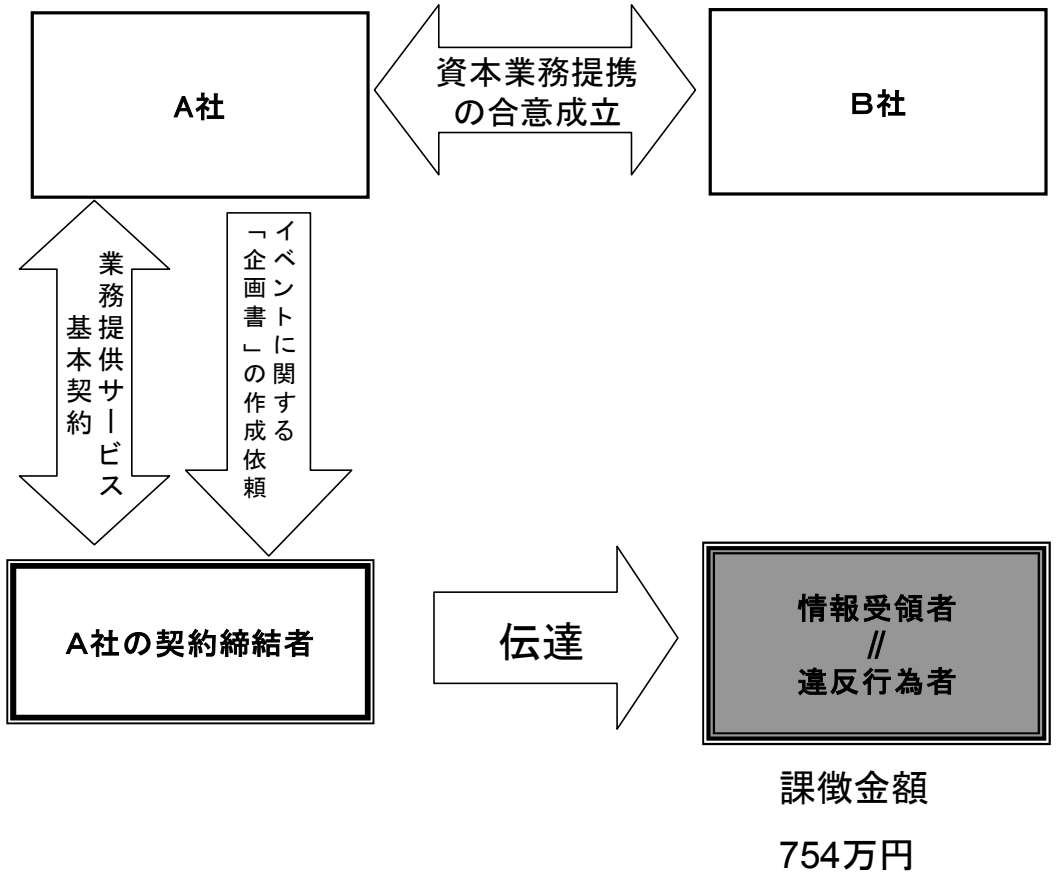

インサイダー事案の広がり

- 大口・クロスボーダー取引等への対応
  - 機関投資家、海外投資家、海外ファンド等の関与
  - 「黒目の外国人」の問題

- 複合的案件：単なるインサイダーにとどまらない問題
  - 粉飾、風説の流布、株価操縦等他の不公正取引との関連
  - 不公正ファイナンスとの関連

III. 未然防止の重要性と関係者の取組み

（ポイント）

- 未然防止の重要性（関係者による未然防止体制の整備は、インサイダー規制導入時の前提）
- 役員・主要株主の短期売買報告制度の運営状況
- 証券監視委の取組み（広報、課徴金事例集の公表、TOB関連のインサイダー取引の未然防止策を取りまとめ・公表等、市場規律の強化に向けた働きかけ）
- 証券取引所の取組み
  （例　―　セミナー開催、内部者取引管理アンケート調査等）
- 市場関係者の取組み（例　―　J-IRISS）
- 発行企業の取組み

未然防止に向けての証券監視委の取組み

- 広報活動の強化

  （証券監視委ウェブサイト：http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm）

  - □ 年次報告・課徴金事例集の充実
  - □ 各種寄稿・講演

- 市場関係者とのコミュニケーション

  - □ 証券取引所、日証協、証券会社
  - □ 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会　等

⇒　市場規律の強化に向けた働きかけ（第7期活動方針2(2)）の一環として努力

TOBを取り巻く関係者

【TOB関係者相関図】

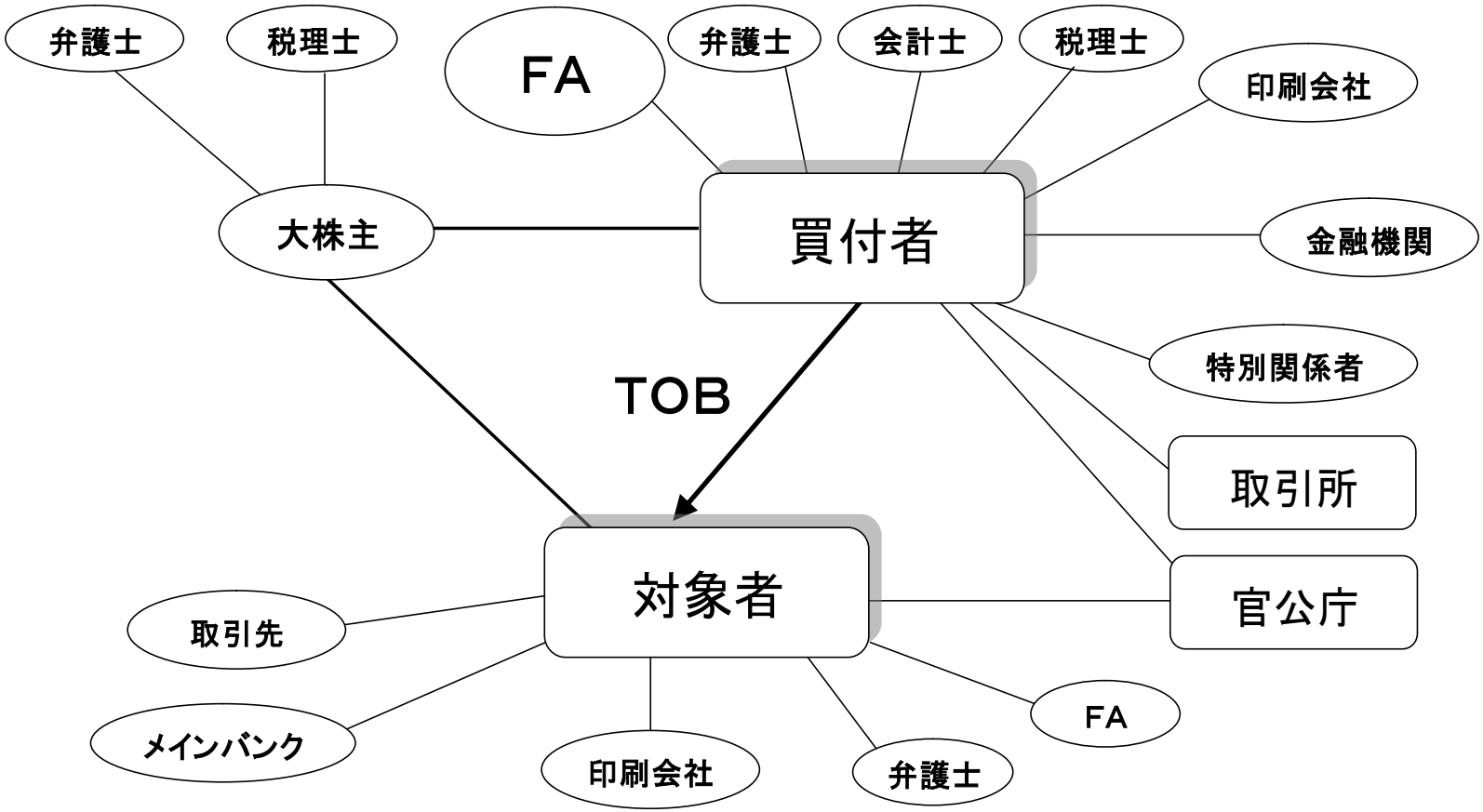

TOB関連のインサイダー取引未然抑止のための対応策

- インサイダー取引のリスクを軽減し、事前抑止するための対応策として、以下の点を検討することが有益
  - FAの注意喚起等の役割
  - 情報伝達範囲・内容の限定
  - 情報管理態勢の強化
  - 守秘義務契約締結の奨励
  - 経緯書の内容の充実

TOB関連のインサイダー取引に関する詳細はこちらへ

http://www.fsa.go.jp/sesc/torikumi/torikumi.htm

未然防止に向けての市場関係者の取組み（例）

- J-IRISS http://www.jsda.or.jp/html/j-iriss/index.html
  - H21.5より稼動
  - 参加上場企業数：2,047社
    （H23.11.4現在）

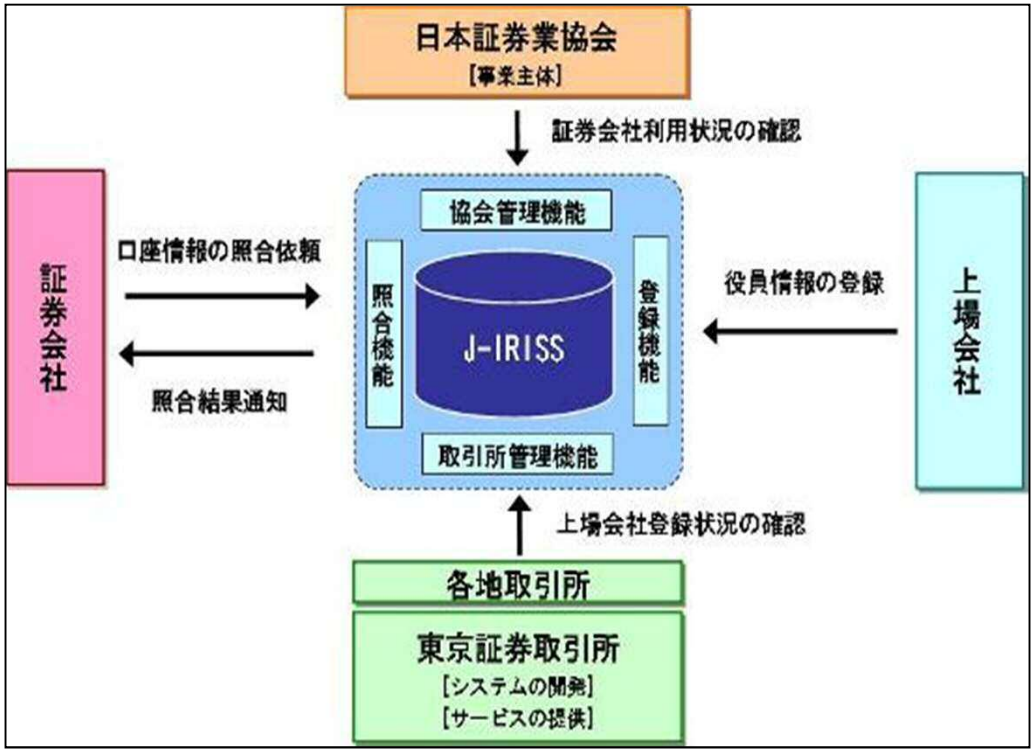

（注）英国では法令上、上場企業に「内部者リスト」作成・保管・提出の義務あり。

未然防止に向けての発行企業の取組み

（ご検討いただく際の視点）

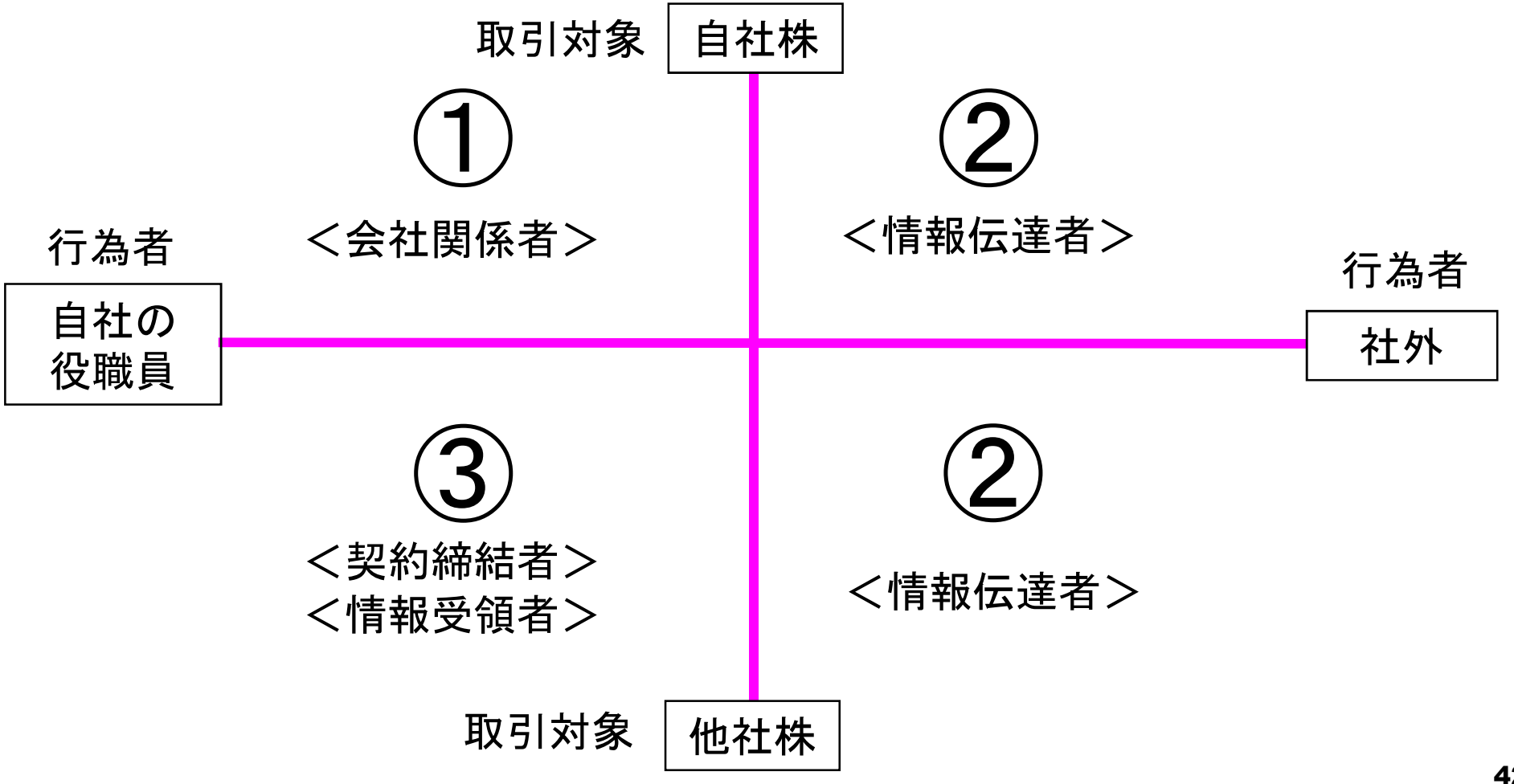

未然防止に向けての発行企業の取組み（つづき）

①自社の役職員による自社株のインサイダー取引

□ 社内での研修・周知

⇒　ルールの理解とともに、インサイダー取引規制の基本的理念、プリンシプルの理解を

□ 内部者取引管理体制の整備、J-IRISSへの役員情報の登録

□ 情報管理の徹底

（※ 自社の経営破綻や不祥事を「重要事実」とする事例も）

⇒　重要事実は正式な機関決定よりも相当早い時期に実質的な決定がなされたと認定されるのが通常であり、社内体制の整備もこれを前提に

□ 重要事実の公表の迅速化（タイムリー・ディスクロージャー態勢）

②社外への情報伝達／漏えいによるインサイダー取引

□ 情報管理の徹底・重要事実の公表の迅速化

（安易な情報伝達の防止、情報伝達範囲・内容の限定 等）

□ 守秘義務契約の奨励

⇒　TOB関連のインサイダー取引未然防止策を参考に

未然防止に向けての発行企業の取組み（つづき）

③自社の役職員による他社株のインサイダー取引

- □ 社内での職業倫理教育
- □ 自社の業務特性から生じるリスクの管理（情報管理、取引管理等）

※ 社員が他社株のインサイダー取引で摘発を受けた銀行の第三者委員会調査報告書（H21.11提出・H22.7公表）より抜粋

「・・・本件行為者は、法令違反（インサイダー取引）の可能性を認識し、かつ、当行のインサイダー取引防止ルール（現行ルール）に違反することを認識しながら、発覚を免れる目的で借名口座を利用して多数の株取引を反復継続的に行ったものであり、その行為態様は悪質である。また、本件行為者は多くの機微情報に日常的に触れ、他の企業の従業員よりも厳格な守秘義務を負うべき銀行員であるにもかかわらず、さしたる心理的抵抗もなく、常習的に当行の顧客に関連する業務上の情報を私的に利用した株取引を行っていたものである。したがって、本件は「単発的なインサイダー取引事件」ではなく、「銀行員が守秘義務に違反する取引を常習的に行い、その一部がインサイダー取引の疑いを招くに至った事件」と評価すべきであろう。・・・」

ご清聴ありがとうございました

インサイダー取引の
未然防止体制の整備を
よろしくお願いいたします

証券監視委ウェブサイト
http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

情報提供は
http://www.fsa.go.jp/sesc/watch
tel: 03-3581-9909